

後期高齢者医療制度のお知らせ

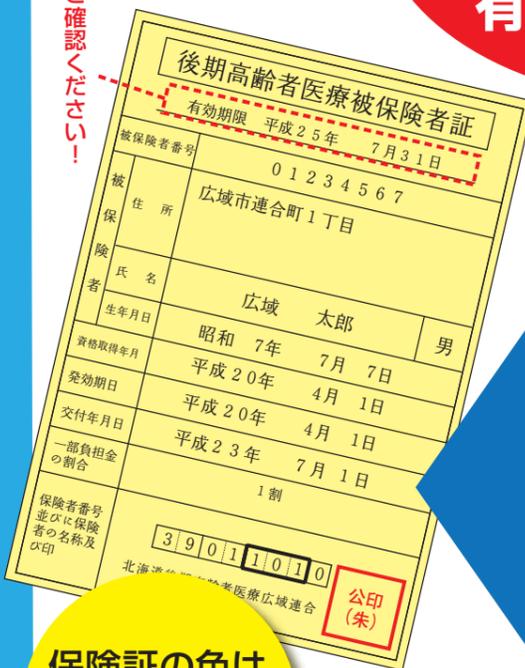


保険証(被保険者証)の
一斉更新について

現在お使いの保険証の有効期限は平成23年**7月31日**までです!

**7月中に
新しい保険証を交付します**

お手元に届きましたら、お持ちの保険証を破棄し、有効期限が平成25年7月31日となった新しい保険証をご使用ください。



保険証の色は
変わりません
(黄色です)

必ず有効期限をご確認ください!

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

◆ 医療機関での窓口負担(一部負担金)の割合 ◆

医療機関での窓口負担の割合は、前年の所得により1割(一般)と3割(現役並み所得者)に分かれます。



「一般」の方
窓口負担 **1割**

「現役並み所得者」の方
窓口負担 **3割**



東日本大震災により被災された被保険者の方へ
東日本大震災において、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことなどにより、保険料や医療機関へのお支払(一部負担金)が困難となった方

保険料や医療機関へのお支払が困難な方へ
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が困窮し、保険料や医療機関へのお支払(一部負担金)が困難となった方



申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

◆ 健康診査を受けましょう ◆

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市町村で受けられます。

現在お使いの減額認定証の有効期限は平成23年 **7月31日** までです!

8月以降は使用できません

8月1日より 新しい減額認定証に変わります

(限度額適用・標準負担額減額認定証)

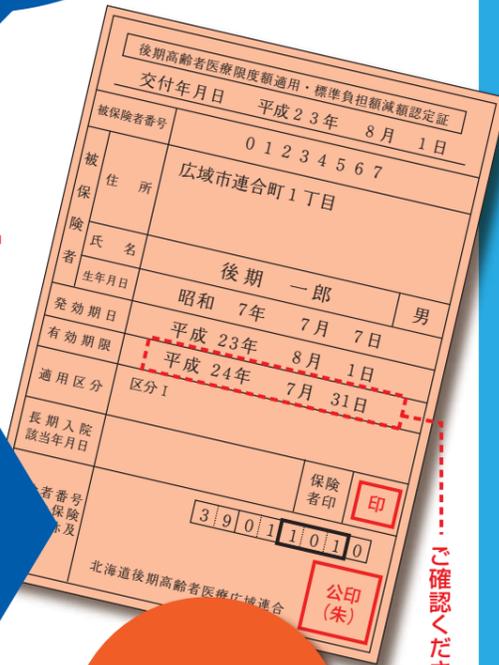
新しい減額認定証は7月中に交付します

- ① 入院の際には、保険証と一緒に提示してください
- ② 減額認定証をお持ちでない方で入院予定のある場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へ申請してください

必ず 有効期限をご確認ください!

※ 有効期間は保険証と異なります

減額認定証の色も変わりません
(オレンジ色です)



ご確認ください!

◆ 減額認定証の交付対象 ◆

減額認定証の交付対象となるのは、次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方です



区分Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税である方 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) 老齢福祉年金を受給されている方

◆ 減額認定証を提示して入院した場合には ◆

入院する際に、医療機関に減額認定証を提示することで、窓口での自己負担額が右表のように減額されます。なお、提示しなかった場合でも、後日、自己負担限度額を超えた額を支給します。

◆医療費の自己負担限度額

区分	入院時自己負担限度額
区分Ⅱ	24,600円
区分Ⅰ	15,000円



入院したときの
食事代など

入院したときは、医療費の自己負担額のほかに、食事代などの一部(標準負担額)が下表のように減額されます。

交付減額対象者証	区分	入院期間	食事療養標準負担額		生活療養標準負担額	
			食事代	居住費	食事代	居住費
減額対象者証	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円	0円	1食につき 210円	1日につき 320円
		過去12か月で90日を超える入院	1食につき 160円	0円	1食につき 210円	1日につき 320円
	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	0円	1食につき 130円	0円
		老齢福祉年金を受給している方	1食につき 100円	0円	1食につき 100円	0円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

または

お住まいの市町村の
後期高齢者医療担当窓口まで